

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六五号）（先議）

要旨

本法律案は、精神障害者が地域における生活へ移行することができるよう、保護者の制度の廃止と併せて、精神障害者に対する医療の見直し等を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 精神障害者に治療を受けさせ、及び財産上の利益を保護する等の義務を保護者に課している仕組みを廃止する。
- 二 精神科病院の管理者は、精神保健指定医の診察の結果、医療及び保護のため入院の必要があると認められる場合に、精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人（以下「家族等」という。）のうちいずれかの者の同意があるときは、本人の同意がなくてもその者を入院させることができる。
- 三 医療保護入院者を入院させている精神科病院の管理者は、精神保健福祉士その他厚生労働省令で定める資格を有する者のうちから、退院後生活環境相談員を選任し、退院後の生活環境に関し、医療保護入院者

及びその家族等からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

四 精神科病院の管理者は、必要に応じて、精神障害者又はその家族等からの相談に応じ必要な情報の提供等を行う地域援助事業者と連携を図りながら、医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するために必要な体制の整備その他の当該精神科病院における医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置を講じなければならない。

五 精神科病院に入院中の者の家族等は、都道府県知事に対し、その者の退院等の請求をすることができる。

六 厚生労働大臣は、精神障害者の障害の特性その他の心身の状態に応じた良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針を定めなければならない。

七 この法律は、一部を除き、平成二十六年四月一日から施行する。

八 政府は、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行の状況並びに精神保健及び精神障害者の福祉を取り巻く環境の変化を勘案し、医療保護入院における移送及び入院の手續の在り方並びに医療保護入院者の退院による地域における生活への移行を促進するための措置の在り方について検討を加え、必要があるとき、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。